配慮市長意見書

(仮称)上大岡C北地区第一種市街地再開発事業に係る計画段階配慮書(以下「配慮書」といいます。)に関する横浜市環境影響評価条例第11条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 山 中 竹 春

事業の実施や環境影響評価手続の実施にあたっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、 以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ配慮の内容や事業計画の見直しを行って ください。

1 全般的事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容や検討するとしている事項について、適切に事業計画 に反映させてください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- (3) 配慮事項に対する配慮の内容については、相互に密接に関連する複数の事項があることから、全体的な視点で引き続き検討してください。

2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「8 高層建築物の建設」】

- (1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】 「Zero Carbon Yokohama」の実現に向け、計画建築物の省エネ能力の向上に努めて ください。
- (2) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供【配慮事項(3)】 工事中の建設作業と工事用車両の通行に伴う騒音及び振動について、周辺環境を踏まえ、影響を低減するための対策を検討してください。
- (3) グリーンインフラの保全と活用、健全な水循環の創出【配慮事項(5)】

屋上緑化及び屋上庭園の計画に当たっては、雨水貯留機能を含めるなど最新の事例 を踏まえて検討してください。

- (4) 緑化等による生物の生息生育空間の確保と生物多様性の保全と創造【配慮事項(6)】 多自然川づくりが行われている大岡川からの生物の移動経路にも配慮した緑化計 画を検討してください。
- (5) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用【配慮事項(7)】 再生可能エネルギーの活用や電力の見える化に努めるなどエネルギーマネジメントの導入を検討してください。
- (6) 低炭素電気の選択、グリーン購入【配慮事項(8)】 住宅部分においても低炭素電気の選択を促す取り組みを検討してください。
- (7) 周辺建物との連続性、後背地との調和【配慮事項(12)】

ア 周辺建物との低層部の壁面位置や高さ、色彩計画やテクスチャーによる連続性に ついて検討してください。

イ 歩行者目線を踏まえた重層的な緑化となるよう配慮してください。

(8) 地下空間における浸水対策、避難設備の採用【配慮事項(13)】 想定される一時滞在場所の具体的な位置や機能について、方法書に記載してください。

(9) 施設・文化財の移転、地域分断の回避【配慮事項(16)】

歩行者動線の改善など現状の地域分断の解消に資する事業内容であることを踏ま えて、配慮事項として選定してください。

以上